

# 明新小学校 食物アレルギー対応の基本方針

## <目的>

学校給食において、学校と保護者の皆様が一体となり、食物アレルギー症状を有する児童が安心して食べることができる給食を提供することを目的とし、この基本方針を定めます。

## <基本方針>

### 1 食物アレルギーを有し、学校生活において配慮・管理の必要な児童の実態把握

年に1回、全校児童を対象に、食物アレルギーに関する調査を実施し、食物アレルギーを有し、学校生活において配慮・管理の必要な児童を把握します。

### 2 「学校生活管理指導表」の提出

保護者の方の申し出により、学校での配慮・管理が必要な場合は、学校から保護者の方に「学校生活管理指導表」を配布します。主治医が記載した「学校生活管理指導表」を必ず提出していただき、それに基づいて、学校としての対応について検討します。

### 3 保護者の方との面談

保護者の方と面談を実施し、学校給食において可能な対応について検討します。

(面談参加者:保護者、学級担任、養護教諭、栄養教諭など)

対応内容は、卵・乳の除去食を原則とし、他の原因食品については、学校給食施設状況を考慮し、できる範囲で対応します(安全性を最優先し、複雑な対応、無理な対応は行いません)。

### 4 同意書の取り交わし

学校と保護者の方が協議のうえ対応プランを決定し、同意書を取り交わします。

### 5 教職員の共通理解

教職員全員が個々の児童についての症状等や対応プランについて情報を共有します。

(個人情報取り扱いに注意します。)

### 6 対応の実施

除去食等の調理は、栄養教諭の指示により、調理技師が行います。

毎月、給食の献立表を事前に配布し、それをもとに対応を決定します。必要な場合は、毎月月末に、保護者の方と面談を実施し対応を決定します。

### 7 定期的な対応の評価と見直し

次年度も継続して除去食等の対応を受ける児童におきましては、年度末までに、主治医が記載した「学校生活管理指導表(別紙:学校から配布)」を提出していただき、定期的に保護者の方と連携して、対応の評価と見直しを行います。